備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

改正後

	国又は地域		［略］	ベネズエラ	［略］	エチオピア	エリトリア	ガーナ	［略］
	種別	単位		ﾎﾞﾘﾊﾞﾙ・ｿﾍﾞﾗﾉ		ﾌﾞﾙ	ﾅｸﾌｧ	ｶﾞｰﾅ・ｾﾃﾞｨ	
3	旅券法(昭和26年法律第267号)第5条第1項本文の一般旅券の発給 (旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令(平成11年政令第382号)による改正前の領事官の徴収する手数料に関する政令(以下「改正前の政令」という。)第1条第6項の適用を受ける場合(10年旅券：永住目的等))			95		757	335	126	
	(改正前の政令第1条第7項の適用を受ける場合(10年旅券：JICA関連))			25		189	84	32	
4	旅券法第5条第1項ただし書の一般旅券の発給 (改正前の政令第1条第6項の適用を受ける場合(5年旅券：永住目的等))			65		505	223	84	
	(改正前の政令第1条第7項の適用を受ける場合(5年旅券：JICA関連))			15		126	56	21	

改正前

	国又は地域		［同上］	ベネズエラ	［同上］	エチオピア	［項を加える。］	ガーナ	［同上］
	種別	単位		ﾎﾞﾘﾊﾞﾙ・ｿﾍﾞﾗﾉ		ﾌﾞﾙ		ｶﾞｰﾅ・ｾﾃﾞｨ	
3	旅券法(昭和26年法律第267号)第5条第1項本文の一般旅券の発給 (旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令(平成11年政令第382号)による改正前の領事官の徴収する手数料に関する政令(以下「改正前の政令」という。)第1条第6項の適用を受ける場合(10年旅券：永住目的等))			3,900,000		757		126	
	(改正前の政令第1条第7項の適用を受ける場合(10年旅券：JICA関連))			1,000,000		189		32	
4	旅券法第5条第1項ただし書の一般旅券の発給 (改正前の政令第1条第6項の適用を受ける場合(5年旅券：永住目的等))			2,600,000		505		84	
	(改正前の政令第1条第7項の適用を受ける場合(5年旅券：JICA関連))			700,000		126		21	